

# 早良ニュータウン自治会細則

## (目 的)

第1条 この細則は、早良ニュータウン自治会規約に基づき、従来慣習になっていた事項及び必要事項について定め、より適正な運営に資する。

## (死亡弔慰金)

第2条 町内居住者が死亡した場合、次のように弔慰を表す。

1. 町内居住者の場合 香典 金一律5000円とする
2. 葬儀にあたっては、同組並びに近隣組が協力するものとする
3. 特別な事情の場合は、役員会で協議する

## (見 舞)

第3条 町内居住者に事故被災のあった場合、見舞金を送ることができる。

1. 自治会業務遂行上における死傷及び物損事故
2. 家屋等に重大な被害があった場合
3. この条の適用及びその内容等はすべて役員会で協議する

## (表 彰)

第5条 自治会の発展、福利の向上等に顕著な功労があった場合、表彰することができる。

1. 表彰は、毎年総会において行うことを原則とする
2. 表彰基準及び該当者の有無または内容については、総会前に役員会で協議する

## (旅 費)

第6条 自治会業務及び関連業務で、団地外に出張した場合、次の通り日当を支給する。

1. 近隣（早良区内）で交通機関及び車両を利用した場合 1000円
2. 早良区外で交通機関及び車両を利用した場合 1500円

## (役員諸経費)

第7条 自治会役員及び町内委員、校区委員、組長の活動経費として、次の通り支給する。

- |        |             |
|--------|-------------|
| 1. 会 長 | 180000円（年間） |
| 副会長    | 60000円 //   |
| 会 計    | 40000円 //   |

事務局長	4 0 0 0 0 円	〃
書 記	4 0 0 0 0 円	〃
評議委員	1 5 0 0 0 円	〃
監 事	5 0 0 0 円	〃
体育委員長	1 5 0 0 0 円	〃
(運動会当番前年、当番年	2 0 0 0 0 円)	〃
町内委員・校区委員・組長	1 0 0 0 0 円	〃

2. 庶務的業務で正当な個人負担のあった場合は、実費相当額を支給する
3. 役員及び町内委員、校区委員、組長は、会議及び行事の出席率70%未満の場合には、役員会にて出席状況（自治会活動への協力）を鑑みて減額あるいは無支給する事ができる。

(評議委員の職務)

第8条 管理組合法人から自治会に対し資産・業務の全てを譲渡した事例は、全国的に前例が無いこともあり、自治会運営全般に対する「評議委員」の建設的な意見を反映させるため、当分の間、次の要領により実施する。

- ① 評議委員は、会長の諮問機関とし、役員会に出席するものとする。
- ② 副会長、事務局長、評議委員からなる「評議委員会」を組織し、役員会で議決された案件について解決策の実行案等をまとめ、役員会の承認を得る。  
案件は、自治会の運営に関するものに限るが、自由な発想の下に固定観念にとらわれる事無く緊急性をも勘案しながら、可能なものから逐次実行に移していくものとする。  
このため、評議委員会で提案された「案件」は、実現性の大小にかかわらず、必要性・問題点・議決の有無・解決実績を付した「案件及び処理実績一覧表」を作成する。
- ③ 前期案件の実施にあたり、規約、要領の改正が必要な場合はそれぞれの規定によること。

参考：「検討案件事例」 下記の案件事例は達成及び新たな提案の都度加除。

参考：「検討案件事」 下記の案件事例は達成及び新たな提案の都度加除。

- ① 自治会未加入者への対応
- ② 団地下のバス運行の陳情
- ③ 自治会ホームページの立ち上げ
- ④ 駐車場の管理方法の見直し
- ⑤ 高齢者対策
- ⑥ 自治会所有東側法面を市へ受納要請
- ⑦ 団地入口信号設置要請

- ⑧ 防犯灯のLED化
- ⑨ 女性役員登用（自治会長含む）
- ⑩ 防災対策・計画
- ⑪ このほかにも多くの案件に取り組みます

（部会の会計）

第9条 役員会で承認した部会は、その特殊性によって独立の会計を持ち、運営することができる。

- 1. 独立会計を持つ部
- 2. 収支については、自治会会計監査を受け、総会に報告するものとする

（役員を選出方法）

第10条 自治会役員を選出が、適正かつ順調に行われるように、次の委員会を設ける。

- 1. 準備委員会（推薦委員会）  
準備委員会は、現役役員互選による若干名で構成し、年度最終役員会までに正副会長、会計、事務局長、監事、評議委員の候補者を選考し、内諾を受けることを任務とする
- 2. 候補者の選考に当たっては、自治会の円滑且つ発展的運営を図るように配慮する。

（会費の徴収）

第11条 会員は、自治会に会費を納入しなければならない。

- 1. 会費は、1世帯月額1000円とする、但し最高11か月分とする
- 2. 各組長は、毎月末までに会計に納入する。
- 3. 月の途中で転入した場合は、転入の月の翌月分より徴収する
- 4. 月の途中で転出した場合は、転出の月の前月分までを徴収する

（清掃）

第12条 自治会で実施される清掃日には、各戸より参加するものとする。

- 1. 各戸より1名の参加とし、参加できない世帯については、2000円を徴収する。
- 2. 詳細については、清掃に関する細則に定める。

## 集会所使用に関して

### (使用基準)

第13条 集会所の使用基準は次のとおりとする。

- ① 自治会が、自治会の業務を遂行するために行う会議に使用する場合
- ② 自治会会員相互のコミュニケーションの場として使用する場合
- ③ 自治会または会員が、各種行事の活動の準備、整理、打合せ及び会合などのために使用する場合

### (特例的使用基準)

第14条 前条の規定にかかわらず集会所を公共性もしくは、公益性を勘案して第三者が利用する場合、またはその会合の性格上第三者の参加が必要な場合等の特例的な集会所の使用基準を定める。

- ① 会員が、通夜、葬儀を行うために使用する場合
- ② 公共団体等が、会員に対するサービスのために使用する場合
- ③ 学校等の保護者会等で、若干名の会員以外が参加する場合
- ④ 前各号のいずれかに準ずるものとして、役員会が承認した場合

### (集会所の使用確認)

第15条 集会所の使用希望会員は、あらかじめ自治会事務所にその使用目的や日時等を記入した申込書を提出し了承を得ること。

自治会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、集会所の使用を認めない。

- ① 公序良俗を乱すおそれがある場合
- ② 宗教活動を目的とするもの、又は宗教団体等が関与しているもの
- ③ 広告宣伝、販売および営利活動を目的とするもの、ただし学習塾は除く
- ④ 使用申込書記載の目的以外に使用するおそれがある場合
- ⑤ 危険物、爆発物、毒物等の持ち込み
- ⑥ 会員以外の方が参加する場合、ただし第13条に規定するものを除く
- ⑦ 管理運営上支障をきたすおそれがあるもの、および前各号に準ずるものと役員会が認めた場合
- ⑧ 使用責任者または使用者が過去に本使用細則に違反した場合、または役員会の指示に従わなかった場合
- ⑨ 集会所の建物および内装に特別な施設を施したり、変更を加えたりするようなもの、ただしあらかじめ役員会の承認を得たものは除く

### (使用上の優先順位)

第16条 集会所の使用優先順位は、次のとおりとする。

第1位 会員の通夜、葬儀（法事等類似のものは除く）で使用する場合

第2位 第13条①および③に規定する使用の場合

第3位 会員が使用する場合

- 2、 役員会は、前項第1位および第2位の方が使用する場合は、その優先順位に従い、第3位の申込者に対して申込み日時、等について変更又は予約の取消しをすることができる。

（使用時間）

第17条 集会所の使用時間は、原則として午前9時から午後9時までとする。但し役員会が必要と認めた場合は、これを延長することができる。

（使用料）

第18条 集会所の使用料は次の通りとする。

- ① 第16条の順位1位から3位に定める使用に供する場合は無料とする。
- ② 会員以外の使用に供する場合は、1時間当たり400円とする。  
尚、使用時間は1時間を単位としこれに満たないときも、1時間とする。

（申込受付）

第19条 集会所の使用を希望する方は所定の申込書に、使用目的、日時、参加人員、使用器具、使用責任者を記入し、責任者もしくは、代理の方が自治会事務所に申込むこと。

- 2、 申込みは、集会所を使用する日の1カ月前より先着順で受け付ける。

（使用責任者の限定）

第20条 集会所の使用責任者は、会員で20歳以上の方に限る。

（使用上の注意）

第21条 集会所を使用する方は、次の事項を守ること。

- ① 申込書に記載された目的以外に使用しないこと
- ② 未成年者のみで使用しないこと
- ③ 使用中みだりに騒音を発する等他の会員等の迷惑となる行為をしないこと
- ④ 使用上必要な什器備品の配置は使用者が行うこと
- ⑤ 空調機器、湯沸器等の設備を使用するときは、使用責任者は事前に自治会事務所に申し出て、その指示に従い使用すること
- ⑥ 使用が終了する場合は、出入口・窓などの施錠、消灯・火の元の確認などを、

責任を持って行うこと

- ⑦ 使用責任者は使用終了後、「集会所使用後点検用紙」にてチェックを行って、清掃・ごみの持ち帰りを行うこと
- ⑧ 使用中や使用後に、集会所内外に異常や異変を感じた場合は、速やかに自治会事務所へ連絡すること
- ⑨ 集会所は、終日禁煙とする
- ⑩ 上記の使用上の注意を守らなかった場合、6か月間使用をお断りしますのでご注意ください

(損害賠償等)

第22条 集会所の利用者が、故意または過失により集会所の建物又は設備・備品を損傷したときは使用責任者の責任において、修復又は、同等かそれ以上の補填をすること。紛失した時も同様とする。

(使用記録)

第23条 自治会は使用申込用紙を、整理し自治会事務所に保管する。

(役員会の協議)

第24条 本細則に定めのない事項が生じた場合には、役員会の協議により決定する。  
2、集会所の付属設備、備品の使用料は役員会で定めるものとする。

~~(駐車場の契約)~~

~~第25条 駐車場の契約は、公募の抽選会にて決定する。~~

~~2、駐車料金は、1か月2000円とし、1年又は半年払いとする。~~

~~3、入金が遅った場合は、契約を解除する。~~

(細則の改廃)

第26条 この細則の改廃は、役員会の発議により総会での決定でもっておこなう。

附 則

この細則は、平成25年4月1日より施行する。

一部改正 平成28年4月1日より施行する。